

Title	あいりん地区（釜ヶ崎）日雇労働者の高齢化と生活問題
Author(s)	庄谷, 怜子
Citation	社会問題研究. 1988, 38(1), p.21-61
Issue Date	1988-10-31
URL	http://hdl.handle.net/10466/7100
Rights	

あいりん地区(釜ヶ崎)日雇労働者の高齢化と生活問題

庄谷 怜子

1. はじめに——問題の所在

釜ヶ崎^①は、社会福祉の重要課題が今日もなお貧困問題であることを明らかにしている。資本主義発展の高度化のもとで単身化した日雇労働者は住居と家族をもつことを許されず、資本によって労働力の再生産を期待されない一代限りの労働者として市民的な権利を剝奪された存在であることを示しており、貧困問題を忘れつつある人々を告発している。

釜ヶ崎は、日雇労働者の寄せ場として、限られた地域を構成しており、そこには固有の歴史があるが、しかしこの地域は他から孤立したところではなく、日本の経済構造と関連して流動する労働力のかなめをなしている。貧困問題が近代資本主義社会の構造的矛盾の表現であることを反映して、失業し職を求め労働者が全国からしみ出るように押し寄せてくる。

釜ヶ崎における高齢者の問題というのは、釜ヶ崎の老人だけの問題でもなく、釜ヶ崎という特定の地域だけの問題を意味するのでもない。釜ヶ崎の高齢者は釜ヶ崎の日雇労働の問題を象徴的に担っているが、親族や家族からいつの間にか切り離され、単身化して、老後も帰る家、故郷を持たず、明日の日の労働のために体を休める住居を持たず、そのため食事をはじめとして生理的生活を行うという健康で文化的な最低限の条件も充たされず、早朝5時から日雇いの仕事を求めて毎日「出勤」する。50歳を過ぎれば寄せ場における求人でも雇用を制限される。そして長い間の厳しい労働のため、多くの労働者は病気になったり事故にあったりして、早期に働けなくなる。彼らには人間関係の空白があり、充実していない心の空白があり、いこいの場である安定した生活の場が保障されていない。

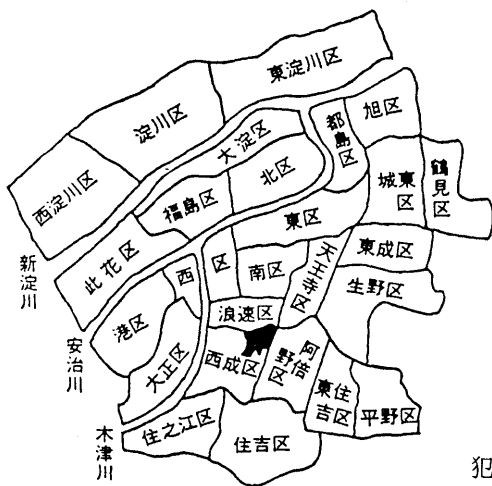
資本主義社会のもとで最も強烈、純粹に、いわば極限状態におかれた労働者

の老後問題であり、明日の労働力と未来の労働力の再生産を期待されていない、資本による「使い捨て」の労働者の老後問題といえるのではなからうか。

本稿では、1987～8年にかけて、2度の調査を行い^⑧、地区の労働者177名から労働と生活の問題について聞きとりをした結果の中間まとめによりつつ、さらにあいりん地区日雇労働者の動向と生活問題および政策課題についての労働、福祉行政関係の資料等にもとづいて分析したものである。

1.1 あいりん地区(釜ヶ崎)の概況

図1 大阪市における釜ヶ崎



釜ヶ崎(図1)は、大阪市西成区の北東部に位置し浪速、天王寺、阿倍野区に接した11か町丁、約0.62km²の地区であり、国鉄、私鉄、地下鉄が交錯し、市道、高速道路阿倍野ランプなどもある交通至便の地である。通天閣やジャンジャン横丁のある新世界の歓楽街や旧飛田遊廓にも隣接している。地区は阪堺線で縦断されており、東の山王地区は飛田遊廓に接して府下でも暴力、売春、覚せい剤事犯の最も多い地域でもある。西の萩之茶屋地区は、旧住吉街道(釜ヶ崎銀座)

を中心に簡易宿泊所(ドヤ)が集中しており、多数の日雇労働者がここを生活の拠点としている。そこには西成労働福祉センター、あいりん労働公共職業安定所、大阪社会医療センターがあり、西成警察署、大阪市立更生相談所、西成市民館などの公共施設がある。

釜ヶ崎地区の沿革をたどれば、明治以前からの幕府御用米運搬人夫のための宿場、木賃宿の発生にさか上るが、明治後半には商工業の発展とともに貧困労働者が市街地周辺に集積しつつあった。明治36年の内国勧業博覧会を契機に堺

筋の拡幅と沿道整理が行われ、現在の釜ヶ崎付近はスラムとして膨脹しはじめた。大正7年には「新世界」の歓楽街や飛田遊廓が形成され、大正末期には本格的なスラムを形成した。第2次世界大戦後は、戦災の復興、朝鮮戦争、ベトナム戦争の特需、臨海工業地帯の造成、万国博、列島改造等のために日雇労働者、社外工、下請工が全国から集まり、巨大な日雇労働市場を形成するに到っている。

1985年の大阪市の人口は263.6万人、昼間人口は365万人である。市の人口は減少し続けていたが1983年からは転出減で増加に転じている。西成区はなお微減しているとみられる。世帯当りの家族員数は1975年の3.06人から85年には3人を割って2.9人となっており、1人世帯、2人世帯が増えている。年齢別にみると45才以上は増加傾向にあり、65才以上の老年人口比率は85年に10.3%、従属人口比率は30%になっている。

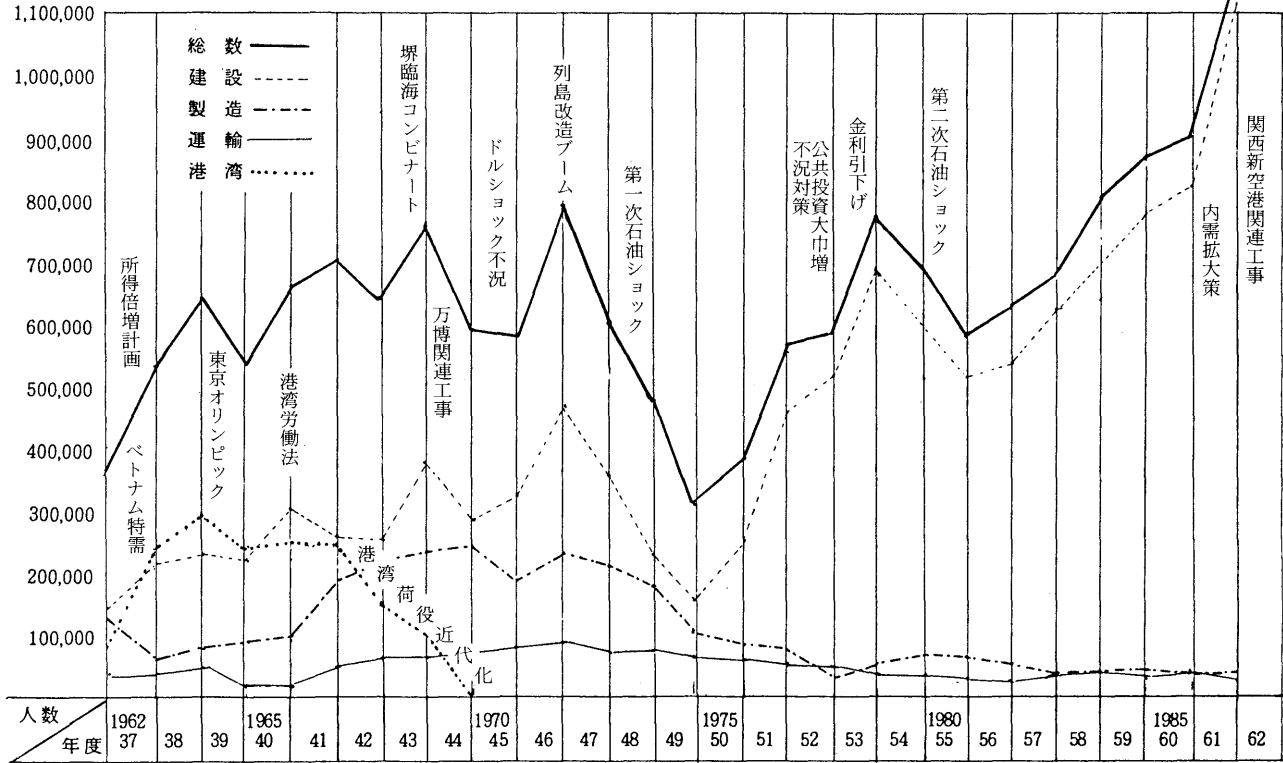
西成区の人口約14万4千人のうち、釜ヶ崎の人口はおよそ3万人から4万人とみられており、地区は大阪市内で最も人口密度が高い。地区内の簡易宿泊等に宿泊している単身者については、市立更生相談所が生活保護の申請を受け付けており、西成福祉事務所はその他の世帯の保護を行っている。労働行政に関しては大阪府労働部が特別対策室を設けており、現地に西成労働福祉センターがある。あいりん労働公共職業安定所や西成警察署、消防署、西成保健所分室をはじめ地区労働者のための各種の民間組織や施設が集まっている。

1.2 釜ヶ崎日雇労働の特質と推移

西成労働福祉センターにおける年度別、産業別の日雇(現金)就労あっせん状況(図2)を見ると1987(昭62)年度の求人件数は94,565件、人員約118万人で、仕事量は増加している。

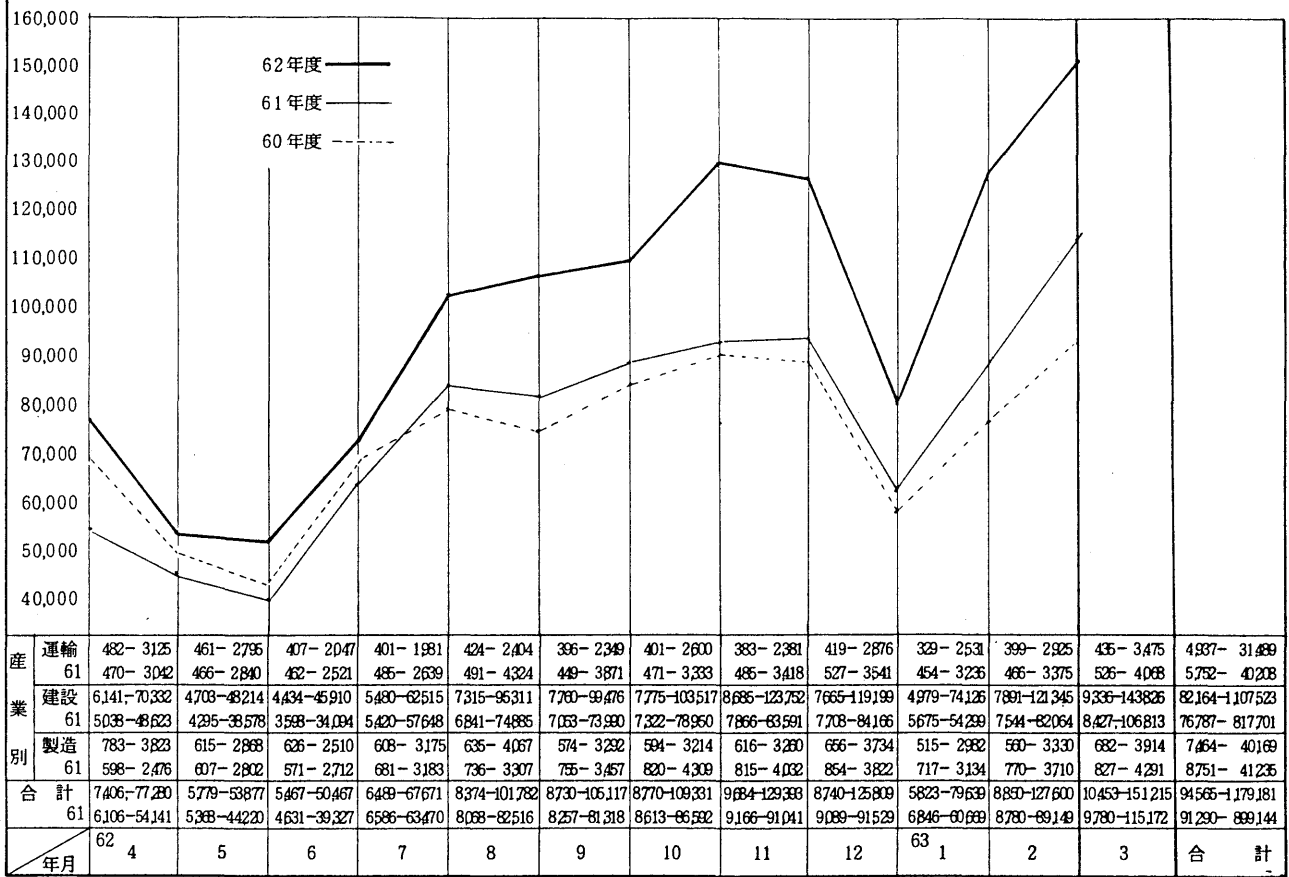
東京オリンピックの開催された1964(昭39)年は昭和30年代のピークを形成した。1966(昭41)年の港湾労働法の施行により港湾労働の合理化、近代化がすすみ、港湾荷役への就労比率が低下したので、港湾労働に関しては大阪港職安へ吸収された。1973(昭48)年の第1次石油ショックとそれ以降の総需要抑制策は地区にも大きな影響を及ぼした。グラフにみえるようにこの時期からの変化で地区への求人企業は建設業関連が9割をこえるようになり、家族もち労働者が

図2 年度別・産業別日雇(現金)就労あっせん状況



(注) 西成労働福祉センター『西成地域日雇労働者の就労と福祉のために』26号(1988)に、その時期の特色を注記した。

図3 月別(現金)求人紹介状況



あいりん地区(釜ヶ崎)日雇労働者の高齢化と生活問題(庄谷)

〈資料〉西成労働福祉センター『西成地域日雇労働者の就労と福祉のために』26号(1988)

表1 あいりん地区労働者年齢別構成

年代 年齢	センター登録者 1963~5年 S.38~40		もち代受給者 1979 S.54.1.1.		あいりん職安有効手帳所持者											
					1983 S.58.3.31.	1984 S.59.3.31.	1985 S.60.3.31.	1986 S.61.3.31.	1987 S.62.3.31.	1988 S.63.3.31.						
20才未満	92	1.6	0	0	5	0	4	18	0.1	25	0.1	37	0.1	27	0.1	
20才代	2,144	37.4	440	3.0	286	1.9	261	1.7	396	2.1	452	2.0	481	2.0	431	2.0
30才代	2,351	41.0	3,704	25.7	3,038	20.1	2,985	19.0	3,657	19.4	4,127	18.4	4,052	16.6	3,637	16.4
40才代	824	14.4	6,370	43.4	6,506	43.0	6,563	41.9	7,615	40.3	8,610	38.3	9,016	36.9	8,189	36.9
50才代	280	4.9	3,151	21.8	4,182	27.6	4,632	29.6	5,688	30.1	7,134	31.7	8,049	32.9	7,379	33.2
60才以上	41	0.7	882	6.1	1,111	7.3	1,228	7.8	1,507	8.0	2,136	9.5	2,823	11.5	2,537	11.4
計	5,732	100%	14,447	100%	15,128	100%	15,673	100%	18,881	100%	22,484	100%	24,458	100%	22,200	100%
平均	33.9才		44.7才		46.39才		46.82才		46.78才		47.44%		48.12才		48.79才	

〈注〉 あいりん職安統計および労働福祉センター資料より作成

失対70.1才

減少し、男子単身労働者の比重が漸増して今日に到っている。

日雇労働需要の変動は、釜ヶ崎の主流を占めるようになった建設産業の特殊性を反映して図3にみられるようにパターン化された就労の月別変動を示しており、公共工事の端境期、梅雨期の求人減が不安定雇用の労働者、とりわけ高齢者にとって生死にかかわる状況をもたらすことにもなる。

建設産業は国家にとって重要基幹産業であり、建設工事発注額はこの10年間にGNPの20%を占めており、しかもその半分は官庁発注関連の工事であるといわれている^③。建設業に従事する労働者は10年間に100万人増えて500万人に達しているが、産業の存立基盤としての建設労働者は、労働集約的労働、屋外作業、工事場所の不定性、受注産業であることの依存と不安定および一式請負契約による出来高制、重層構造をなす下請契約の最底辺にあって暴力的労務管理のもとにおかれている。

したがって建設労働者は、労働現場において柔軟性と高い技術水準を必要と

されながら、不安定な雇用関係と頻発する労働災害、労働力再生産を困難にする低賃金とそれ故の社会的蔑視のもとにおかれている。

1.3 釜ヶ崎日雇労働者の年齢別構成と推移

日雇労働人口の推移と年齢別構成を正確に把握することは困難であるが、1983年以降はあいらん職安の有効白手帳(雇用保険)所持者数によることができる。1979年には年末の「もち代」受給者名簿により、1963～65(昭和38～40)年については労働福祉センター登録者数により推計されているところによると表1のようになる。

1988年3月の有効白手帳所持数は22,200人であるが、手帳を持たない労働者も多く、われわれの2回にわたる調査(1987～8年)では全体の1/3が手帳を持っていない。そのことから考えれば釜ヶ崎の日雇労働者総数は約30,000人を越えているのではないかと推定される。西成警察署の簡易宿泊所調査からの推計では地区人口30,000人、うち日雇労働者19,000人(1988年)と発表されており、かなりの開差がある。

表1によれば東京オリンピックの1964～5年においては年齢20～30代の労働者が78%を占めている。当時は出稼労働者として地方から若年の余剰労働力が都市へ流入してくるのが主流であったと思われる。この傾向は万博の1970年頃まで続いているが、1973年の石油危機を境に変化している。1979年の「もち代」受給者の構成をみると、20歳代の労働者は以前の34.7%からわずか3.0%に激減し、40歳代を中心に30～40代で79.1%を占めている。他方50歳代は以前の5%から20%へ増加した。労働者の平均年齢はこの15年の間に10歳上昇して44.7歳に上った。1983年からの推移をみると40代の後半が最多年齢であるが、20～30代が29%から18%に減り、50歳以上の労働者が35%から44%に増加して、1988年には、平均年齢が約49歳に達した。84年から85年にかけて平均年齢が少し下がっているのは、84年から日雇求職者給付金(あぶれ手当)が4,100円から6,200円に上昇したことにより、手帳所持者が15,673から18,881人に増加したことによるとみられている。表2は労災給付立替労働者の年齢別構成と推移をみたものであるが年齢別に最も多いところが1967年までは20代後半、1968～70年が30代前半、1971～74年が30代後半、1973年オイルショック以後1980年までは40代

表2 労災給付立替労働者年齢別構成の推移

年度	年齢	20才以下	21～24才	25～29才	30～34才	35～39才	40～44才	45～49才	50～54才	55～59才	60才以上	計
1966		2.5%	13.1	26.2	26.3	12.1	17.7		1.6			100.0
67		1.0	9.0	25.0	19.0	12.3	10.0	5.0	7			100.0
68		0.7	7.5	16.5	28.1	19.3	12.1	7.3	8.5			100.0
69		0.5	6.4	17.4	24.4	23.0	12.3	6.7	9.3			100.0
70		—	5.9	13.8	26.7	18.8	15.8	10.9	4.0	0.9	2.9	100.0
71		—	3.9	11.8	21.6	30.4	17.6	8.8	3.9	2.9	0.9	100.0
72		—	5.8	7.7	18.4	29.1	19.4	9.7	4.9	2.0	2.9	100.0
73		—	2.9	14.8	10.0	26.7	20.8	9.9	3.9	0.9	9.9	100.0
74		—	0.9	11.7	13.7	22.5	22.5	14.7	6.9	4.9	6.9	100.0
75		—	—	9.8	13.3	22.5	23.3	14.2	8.3	6.7	1.7	100.0
76		—	1.8	8.7	13.5	20.2	26.7	13.8	9.4	1.0	2.9	100.0
77		—	0.5	4.7	13.9	18.9	25.1	14.4	11.5	6.2	4.8	100.0
78		—	0.2	3.3	9.0	16.1	29.7	19.7	10.1	6.3	5.5	100.0
79		—	2.3		8.7	18.2	25.4	20.3	11.4	9.3	4.4	100.0
80		—	0.4	3.5	10.3	18.9	22.1	18.2	14.3	8.6	3.7	100.0
81		—	0.2	3.6	10.9	15.7	15.9	23.6	16.1	8.8	5.2	100.0
85		—	1.7		8.3	15.0	24.6	21.8	14.8	11.0	2.8	100.0
86		—	1.9		7.5	12.9	17.4	20.5	22.5	12.9	4.5	100.0
87		—	1.0		4.8	10.8	18.1	23.6	22.2	12.0	7.5	100.0

〈資料〉西成労働福祉センター『西成地域日雇労働者の就労と福祉のために』各年度

前半、1981年以降は40代後半から50代後半が労災給付受給者の山になって次第に高齢化していることがわかる。全体として釜ヶ崎が巨大な日雇労働市場として拡大していること、オイルショックを境に高度成長期とは構造的に変化していることおよび高齢化していることを示している。

2 釜ヶ崎における高齢日雇労働者の生活史

第1回調査は1987年8月に調査員10人で、85人の労働者に釜ヶ崎での労働と生活の全般についてヒヤリングを行い、第2回調査は88年8月に調査員12人で、第1回調査の調査票をベースにしつつ、住生活と環境問題に重点をおいた調査を行った。調査場所は西成労働福祉センターと大阪社会医療センター(病院)および更生施設大淀寮であり、その構成は次のようになっている(表3)。

表 3 調査対象の概況

調査場所	第1回調査(1987年)		第2回調査(1988年)	
	対象数	平均年齢	対象数	平均年齢
西成労働福祉センター	44	49.4	40	49.7
大阪社会医療センター	21	56.1	22	56.0
更生施設大淀寮	20	57.9	30	60.1
計	85	53.0	92	54.6

表 4 釜ヶ崎へ来た時の年齢と年代(時代)別および今の年齢によるケースの分布(第1回調査)

来た年代 今の年齢 来た時の年齢	～1964年 (～昭和39年)				1965～69年 (40～44年)				1970～73年 (45～48年)				1974～79年 (49～54年)				1980年～ (55年～)									
	30代	40代	50代	60代	30代	40代	50代	60代	30代	40代	50代	60代	30代	40代	50代	60代	30代	40代	50代	60代						
～10代	1	71	8	43																						
20代		37	3	23		11	31	32	77	36	33	39														
30代			35	48	60	83	27	73	28	38	50	72	19	52	30	65	34	68	4	6	29	44	46	20	5	55
40代				75		25	59	66			53	57		2	44	10	49	12	61	13	82	22			9	51
50代																				67					56	2185
60代																										26
計	1	2	9	3	0	5	6	2	1	6	4	1	0	5	9	1	1	7	5	9						

表5 釜ヶ崎へ来た年齢と年代(時代)別および今の年齢によるケースの分布(第2回調査)

来た年代 今の年齢	～1964年 (～39年)				1965～69年 (45～44年)				1970～73年 (45～48年)				1974～79年 (49～54年)				1980年～ (55年～)			
	代 30	代 40	代 50	代 60	代 30	代 40	代 50	代 60	代 30	代 40	代 50	代 60	代 30	代 40	代 50	代 60	代 30	代 40	代 50	代 60
～10代			58 60																	
20代		2 10	28 32 46	35		34				6 14 20			31 33	5 76			18 26			
30代			9 87	4 5286 6787 7588 8289		2255 2559 37 43			12	24			3 7 1161 13 21	23 36 1		30 73	38			
40代						41 50 57 72				92				27 69 78 17			48 39 40 54 56 84			
50代														91 1577 5383 6690 74			1647 1981 49 62 71			
60代																				29 44 45 70
計	0	4	5	11	0	1	6	4	0	4	2	0	2	10	6	7	4	2	12	4

表6 釜ヶ崎へ来た時の年齢と年代(時代)別および今の年齢によるケース数(第1.2回調査合計)

来た年代 今の年齢	～1964年 (～昭和39年)				1965～69年 (40～44年)				1970～73年 (45～48年)				1974～79年 (49～54年)				1980年～ (55年～)			
	代 30	代 40	代 50	代 60	代 30	代 40	代 50	代 60	代 30	代 40	代 50	代 60	代 30	代 40	代 50	代 60	代 30	代 40	代 50	代 60
～10代	1	3	2																	
20代		3	6	3		5			1	5			2	2			2			
30代			6	10		12			5	4			13	1		3	3			
40代				1		1	6			2	1			13			6	6		
50代														1	8			11	6	
60代																				7
計	1	6	14	14	0	6	12	6	1	10	6	1	2	15	15	8	5	9	17	13

第1回の調査では、事故による労災ケース、医療センター入院中の人および大淀寮に入所して通院中の人の比重が高く、年齢的にも平均より3～4歳高い。第2回調査は調査対象に現役労働者に近いグループを加えるため、労働福祉センターであぶれ手当(日雇求職者給付金)受給待ちの労働者や飯場紹介窓口で求職活動をしている労働者、および大淀寮で体調訓練中の労働者等に重点的に依頼した。調査対象は2回合わせて177ケースであり、一つ一つを生活史的に掘り下げるとともに、類型化してその特徴を明らかにしたいと考えている。第2回調査はなお集計中であるので本稿では高齢者の生活構造に特徴的な部分のみを取上げたい。

1987～8年の2回の釜ヶ崎調査の全数を、釜ヶ崎へ来た年齢を縦軸に、その時の年代(時代)を横軸にして分布表を作ったものが表4および5であり、各マスにその合計数を入れたものが表6である。さらに横軸はそれぞれ現在の年齢で分けている。これらの表と釜ヶ崎全体の労働者の年齢構成の推移を示す表1とさらに年度別産業別日雇就労あつせん状況を示す図2とを関連させてみると1970～73年(昭和45～48年)の高度成長の頂点であり崩壊期でもある時期が転換点になって釜ヶ崎労働者の構造が変化しているように思われる。今回の調査に即していえば1970年以前は20代から30代で釜ヶ崎へ来た人が主流だが、1974年以降になると30～40代へ、さらに1980年以降には40～50代が中心になっている。オイルショック以降釜ヶ崎日雇労働者の産業別就労先が建設業中心になったことと、家族のない男子単身労働者が大多数をしめるようになったことは、1970～73年の山をこえて75年後、不況低成長が明確になった時、帰れる故郷、家族があり、そして故郷で何らかの仕事に就ける労働者は帰郷にふみ切ったのではないかと思われる。

現在60才以上の労働者についてみると、来た年代が1970年以前の労働者(若い時期に釜ヶ崎へ来て現在高齢になっている人たち)と、50代になってから何らかの事情で釜ヶ崎へ来た人たちと、2つのグループに分けて考えられるように思われる。

前掲3つの表から今回のテーマに従って現在60歳以上の労働者の生活史についてできるだけ個人的な事情を捨象して、3つのパターンに分けて特色づけを試みた。

2.1 Aグループ——1970年以前に30代で釜ヶ崎へ来た人々

〔事例1〕 68歳(1919年生)中国地方出身、親の仕事は漁業、生活は苦しく小学卒とともに漁業に従事、22歳で結婚したが、徴兵。長崎で被爆して戦後を迎える。兄の経営する理髪店の助手をしていたが、1955年頃36歳で釜ヶ崎へ来た。47歳で胃かいよう手術、60歳からK工業の常用的日雇で働いて来たが68歳で解体作業中骨折、労災補償金32万を立替受給。借金がある。

〔事例2〕 63歳(1924年生)中国地方出身、幼時に父が死亡、姉と農業に従事していたが、空襲で家族離散する。旧制中学を中退し、かばん製造の手伝で働くが、20歳で徴兵、敗戦で家族は行方不明となり、港灣労働に従事、32歳で大阪市のゴミ収集業で働くが45歳で外傷で失業、その後、職を転々とする。56歳で肝臓病のため入院、61歳で2度目の交通事故、現在白内障で入院中。

〔事例3〕 73歳(1915年生)北陸地方出身、幼時に両親離婚、小卒後メッキ工場に見習いを含めて6年間働くが23歳で徴用、軍属として南方へ1年3か月行ったが敗戦、31歳で帰国したが一家離散していた。北海道の炭鉱に5年働いたが、落盤事故で負傷、37～8歳の頃釜ヶ崎へ来た、釜ヶ崎で2年ほど内縁関係の人があったが続かなかった。今病気で更生施設にいるが、これから2年ほど働いてアパートを借りるつもり。

この3事例にみられるように彼らは若くしてオイルショック以前に釜ヶ崎に来て、そのままずっと釜ヶ崎に滞留している。戦前幼時に親と死別または離別し、いずれも小卒または中学中退で10代で働き始めている。2人は戦中に結婚しているが、徴兵、空襲、原爆被爆などのため一家離散し、戦後の就職難の時期に北海道の炭鉱労働や港灣労働者としてまた理髪店の助手として働くことになるが高度成長期に失業または事故にあつて、早くから故郷も家族も失って釜ヶ崎へ流入した。そのまま釜ヶ崎で事故や病気に何度も見舞れながら高齢化した人々である。

2.2 Bグループ——早くに故郷を出て1970年後半以降に釜ヶ崎へ来た人々

〔事例4〕 65歳(1923年生)関東地方出身、幼時に母が死亡、父は蒸発し子供3人残された。小学4年で中退、12歳で住込み就労し、13歳で漁船に乗り2～3年働く。北海道の

炭鉱夫として1～2年働くが、傷害事件で失職する。徴兵で戦地へ行く。敗戦の年強盗、傷害事件をおこし就労できず、30歳頃からヒロポン麻薬の運び屋をし、中毒になる、65歳で釜ヶ崎へ。

〔事例5〕 64歳(1924年生)北九州地方出身、すぐに炭鉱につとめた。19歳で徴兵、マラリアにかかり入院、その後再び兄と共に炭鉱で働き始めた。その後職を転々とするが釜ヶ崎では飯場生活が長い。病気で更生施設に入所しているが全般的に無気力な状態。

この2つの事例は釜ヶ崎へ来たのは比較的最近であるが、幼時からの養育、生活条件に恵まれず、長い下積みの苦しい生活の中で疎外され、職住定まらないまま、転々として老齢に到った。

2.3 Cグループ ——仕事と結婚生活で安定した中間期をもちながら50代で釜ヶ崎へ来た人々

〔事例6〕 63歳(1924年生)北陸地方出身、薪炭商、中学中退で軍需工場で働く。19歳で徴兵、海軍。20歳敗戦、戦争で家族離散。身内を頼って千葉県銕子で新日鉄に就職、結婚、再婚、2度とも死別、息子は養子に出した。神戸製鋼分工場から東大阪市で1955年に経営者となったがオイルショックで倒産、釜ヶ崎へ。58の時両足骨折で更生施設に入所。

〔事例7〕 62歳(1926年生)北九州地方の農家出身、小卒13歳から農業、農閑期は土木工事に出た。19歳の時徴兵、敗戦。結婚して29歳の時長崎県で衣料品小売商を経営。44歳離婚、46歳再婚、オイルショックの年不渡りを出し倒産、49歳で釜ヶ崎へ。メッキ工場の下請工として働き、妻子に月10万仕送りすることを生甲斐としてきたが病氣、入院。

〔事例8〕 63歳(1925年生)近畿地方で農林業、中卒後軍需工場へ、敗戦一家離散、北陸地方へ養子に行く。碁石内職で関東の工場へ、32歳で結婚一子もうける。35歳の時碁石工場倒産したので新日鉄の下請会社で働く。オイルショックで倒産、飯場に来ていた労働者と大阪へ来て釘工場に就労するが第2次オイルショックで倒産、その頃妻死亡。55歳で釜ヶ崎へ、今両足骨折、心筋梗塞で更生施設に。

〔事例9〕 73歳(1915年生)近畿地方出身、父臨時工、14歳の時父母離婚、兄弟離散、高小4年で中退して大工住込見習10年、鉄骨会社に2年働いて事業所を経営、40歳の時結婚して息子をもうける。友人の保証人となり債務を負い市営住宅に入る。その後、離婚。66歳になって釜ヶ崎へ。宮大工として京都、天王寺、高野山寺へ住込就労している。

事例6～9は成育期を戦前に過し、徴兵、敗戦、一家離散、または父母離婚で兄弟離散という体験はこれまでのケースと共通する面をもつが、20歳代で立ち直り、新日鉄、碁石工場、大工見習、衣料品店などの仕事につくことができた人々である。そのことによって結婚もし子供ももうけている。それぞれの仕事で経営者となり店をかまえ、最長職として一定の安定期を迎えたのであるが、自分の会社が、また勤めている工場(鉄工下請、繊維関係、碁石工場)がオイルショックで不渡りを出し倒産している。再就職した東大阪の釘工場が第2次オイルショックで又倒産した人もある。人生の山を過ぎて倒産、失職そして妻の死、離別が重り、借金をかかえ、家族と家を失って釜ヶ崎へ来た。事例7のみは郷里に残して来た妻子に仕送りをしなければという気持が生き甲斐となり、苦しい中を1日も仕事を休まず月10万円を送っている。連絡ができるように同じドヤに住み続け、飯場も青カンも経験ない。87年3月に骨折、続けてタン石のため現在入院中。仕送りできなくなってから連絡がとだえている。家族とつながり、故郷とつながるためにはこのケースのような例外的な努力があっても容易でない。

3. 釜ヶ崎日雇労働者の生活問題

第1回調査の中間報告は『釜ヶ崎労働者の労働と生活』としてまとめた。第2回調査は集計中であるので詳しくはそれによるが、高齢労働者にかかわりの深い問題の要点のみを述べたい。調査項目のうち収入と支出、家族関係、老後、趣味、福祉行政等については別稿に譲りたい。

3.1 労働生活の特色

労働については ①労働にまつわる拘束時間が非常に長く、早朝5時から1日の大半に及ぶ。 ②仕事にアブレた時が、偶然、体を休める日になるが、体を休める場所がなく、手持金がないので食住もきりつめられてしまう。 ③労働条件が厳しい。長時間労働で重労働、職場の安全、衛生面にも問題が多い。 ④高齢者向きの遺跡堀りのような仕事があるとは限らない。 ⑤労働条件の厳しさと生活環境の悪さから、労働災害が頻発している。骨の変形等の職業病や結核も多い。 ⑥就労保障が不十分である。アブレ手当は前2ヶ月に28日就労していることが条件であり、端境期や雨の多い時、病気、高齢等でそれ

表7 医療保険加入の状況

	1988年第2回調査				1987年 第1回調査
	労セ	医セ	大淀	計	計
日雇健保	17 ^人	8	0	25	22
なし、未加入	17	12	29	58	46
政管健保	1 ^(その他)	0	0	1	1
国保	4	2	0	6	11
不明	1	0	1	2	5
計	40	22	30	92	85
加入している人の平均年齢	49才	54	—	52	
加入していない人の年齢	51	58	55	55	

に達しない時には野宿を余儀なくされる。⑦飯場の労働条件はより厳しく、孤立した現場で身柄を預けた状態では雇主の言いなりになることもあり今なお暴力飯場がみられる。⑧過半数は雇用保険手帳を持っているが、とりわけ高齢者の中に手帳を持っていない人が多い。⑨最近年齢制限をする雇主が目立つようになり、高齢労働者は仕事にアプレンことが多い。

3.2 健康と栄養

厳しい労働条件、不安定な雇用、劣悪な生活条件の中で働く労働者にとって健康を維持することは何よりも重要であるが、また健康を害する機会も極めて多い。その時のための社会保険への加入率はそれに反して低賃金不安定

表8

1987年(62年度)医療センター受診者の医療保障別患者数

	計	
	延	実
日雇健保	7539 (10.8)	3236 (16.5)
依頼 (自費を含む)	24804 (35.4)	10614 (54.0)
労災	15371 (22.0)	1082 (5.5)
生活保護	13418 (19.2)	1966 (10.0)
健保	4047 (5.8)	1081 (5.5)
国保	3322 (4.7)	1020 (5.2)
その他	1498 (2.1)	641 (3.3)
計	69999	19640
一日平均	231	

〈資料〉大阪社会医療センター

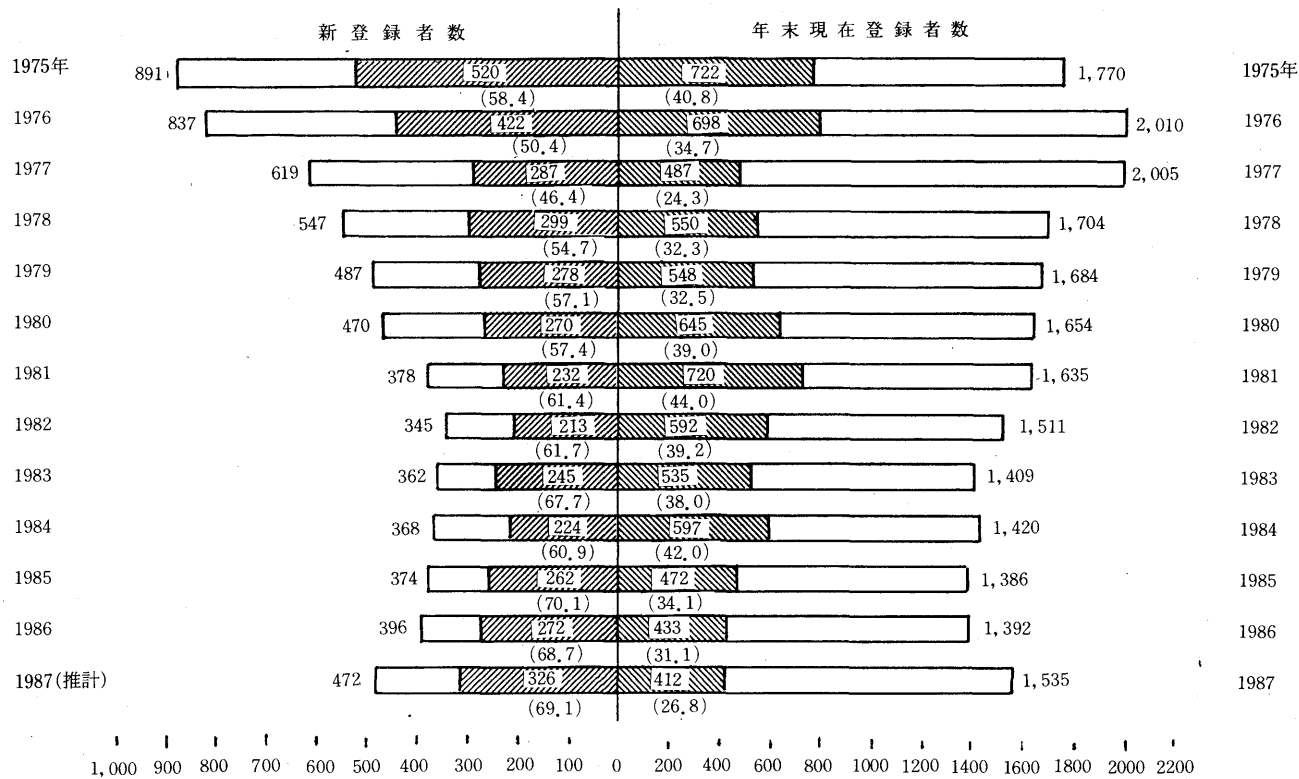
表9 全国・大阪市・西成区・あいりん地区の結核登録率、罹患率、有病率の比

	年次 (昭和)	総人口 (10月1日現在)	登 録 率		罹 患 率				有 病 率			
			登 録 者 数		新 登 録 者 数		感 染 性		活 動 性 結 核 患 者 数		感 染 性	
			実 数	率	実 数	率	実 数	率	実 数	率	実 数	率
全 国	59	120,235,000	329,103	273.7	61,521	57.2	23,475	19.5	161,096	134.0	31,510	26.2
	60	121,026,000	306,262	253.1	58,567	48.4	23,315	19.3	147,580	121.9	29,862	24.7
	61											
大 阪 市	59	2,631,317	14,652	577.0	2,969	1128	1,446	55.0	6,446	245.0	2,299	87.4
	60	2,636,260	13,520	512.8	2,860	108.5	1,451	55.0	6,057	229.8	2,050	77.8
	61	2,643,213	12,712	480.9	2,862	108.3	1,502	56.8	5,791	219.1	1,961	74.2
大 阪 市 (あいりん地区 を除く)	59	2,589,317	13,236	511.2	2,601	100.5	1,222	47.2	5,513	212.9	1,702	65.7
	60	2,598,260	12,134	467.0	2,486	95.7	1,189	45.8	5,267	202.7	1,578	60.7
	61	2,605,213	11,320	424.5	2,466	94.7	1,230	47.2	4,922	188.9	1,528	58.7
西 成 区	59	145,085	2,278	1570.1	589	406.0	327	225.4	1,428	984.3	787	542.4
	60	144,259	2,221	1539.6	581	402.7	372	257.9	1,259	872.7	650	450.6
	61	144,430	2,116	1465.1	602	416.8	380	253.1	1,316	911.2	588	407.1
西 成 区 (あいりん地区 を除く)	59	103,085	858	832.3	221	214.4	103	99.9	495	480.2	190	184.3
	60	106,259	835	785.8	207	194.8	110	103.5	469	441.4	178	167.5
	61	116,430	724	621.8	206	176.9	108	92.8	447	383.9	155	133.1
あいりん地区	59	42,000	1,420	3381.0	368	876.2	224	533.3	933	2221.4	597	1421.4
	60	38,000	1,386	3647.4	374	984.2	262	689.5	790	2078.9	472	1242.1
	61	38,000	1,392	3663.2	396	1042.1	272	715.8	869	2286.8	433	1139.5

〈資料〉西成保健所分室

図4 あいりん地区結核登録患者の推移

感染性再掲 () %



あいりん地区(釜ヶ崎)日雇労働者の高齢化と生活問題(庄谷)

〈資料〉 西成保健所分室

表10 60年愛隣地区結核患者命令入所解除状況 (1984)

状況 件数	軽快・略治	事故*	死亡	その他
441	118 (22.8)	277 (62.8)	37 (8.4)	9 (2.0)

〈資料〉 大阪社会医療センター

表11 結核死亡率(10万対率)

地域	57	58	59
西成区	18.4	24.7	20.7
大阪市	7.9	7.5	7.0
全 国	4.5	4.5	4.1

〈資料〉 大阪社会医療センター

表12 結核入院患者事故退院の内訳*

内訳 件数	自己判断	飲酒	その他
277	215 (77.6)	43 (15.5)	19 (6.9)

〈資料〉 大阪社会医療センター

就労の故に非常に低い。①調査対象の過半数が健保未加入であり、加入している人の1/3が日雇健保である。しかも高齢者の方が保険加入率が低い(表7)。

②ドヤに住む労働者の食生活はほとんど外食で、朝は味噌汁、ごはん、おかずとか定食が多いが、昼は軽食または主食と副食がミックスされた丼ものが多い。食事を抜いている人も何人かある。ドヤへホカホカ弁当をもち帰って食べる人もある。③大淀寮での食事はそれに較べると和食でおふくろの味だと喜んでいる人も少くない。

医療保障別患者数を1987(昭62)年度の数字でみると(表8)、大阪社会医療センター受診患者の64%が無保険である。うち54%が依頼患者(事実上無料)であり、10%が生活保護による。日雇健保は働いていないと印紙をはってもらえないので現役労働者の方が加入率が高くなり、高齢者やすでに病気がちな人は加入率が低くなっている。

表13 年度別、愛隣分室における精神衛生相談結果

年度	嘱託医診察			入院患者		入院時診断分類による					
	④ 分室相談 延人員	⑤ 延人員	⑥/④	⑦ 延人員	⑧/④	アルコール症		精神分裂病		その他の精神障害	
						延人員	%	延人員	%	延人員	%
1970				658		472	71.7	125	19.0	61	9.3
1971				590		377	63.9	117	19.9	96	16.2
1972	622	104	16.7	146	23.5	97	66.4	33	22.6	16	11.0
1973	859	192	22.4	151	17.6	102	62.5	35	23.2	14	9.3
1974	560	192	34.3	117	20.9	57	48.7	38	32.5	22	18.8
1975	335	110	32.8	60	17.9	24	40.0	23	38.3	13	21.7
1976	216	62	28.7	33	15.3	11	33.3	17	51.5	5	15.2
1977	319	49	15.4	35	10.9	20	57.1	5	14.3	10	28.6
1978	339	79	23.3	51	15.1	22	43.1	21	41.1	8	15.7
1979	638	177	27.7	107	16.8	58	54.2	27	25.2	22	20.6
1980	615	315	51.2	174	28.3	85	48.9	37	21.3	52	29.8
1981	631	439	69.6	181	28.7	83	45.9	40	22.1	58	32.0
1982	493	373	75.7	172	34.9	86	50.0	42	24.4	44	25.6
1983	387	262	67.7	145	37.5	74	51.0	32	22.1	39	26.9
1984	364	299	82.1	167	45.9	88	52.7	46	27.5	33	19.8
1985	457	386	84.5	233	51.0	124	53.2	62	26.6	47	20.2
1986	392	325	82.9	216	55.1	111	51.4	54	25	51	23.6
1987	455	403	88.6	249	54.7	130	52.2	63	25.3	56	22.5

〈注〉1971年8月更生相談所が愛隣地区に進出、1972年10月愛隣分室に嘱託医配置、1975年行政ケース26区へ移管
 〈資料〉西成保健所分室

釜ヶ崎労働者の結核罹患率は、全国に比して極めて高い。かつ登録患者数の推移をみると、新規登録者は1984年まで減少傾向にあったが、1985年から増加しており、その中で感染性患者の比率が6割をこえていること、感染性患者の増加も顕著である(図4)。

1985年の全国、大阪市、西成区および釜ヶ崎の結核の状況をみると(表9)、地区の登録患者数は全国の14.4倍、大阪市(地区を除く)の7.1倍、感染性患者の新登録者数は全国の20.3倍、大阪市の8.0倍、うち感染性は全国の35.7倍、大阪市の12.5倍であり、有病率でみても全国の17.0倍、大阪市の9.0倍うち感染性患

者は全国の50.3倍、大阪市の15.9倍に達している。

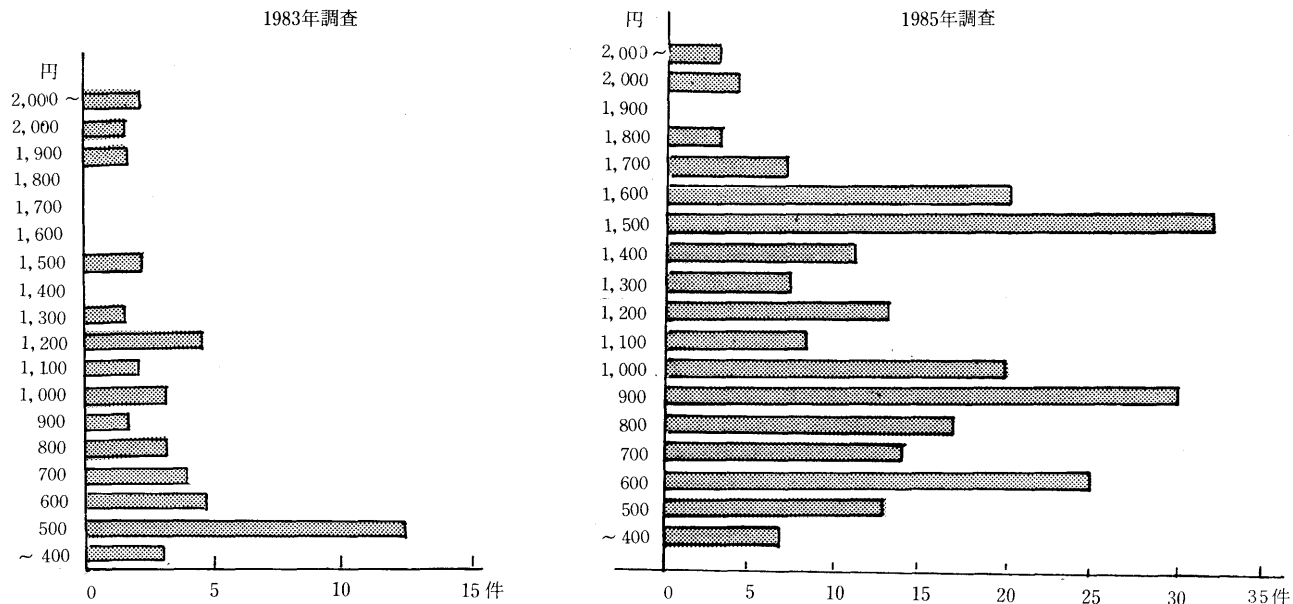
その結果、1984年における西成区の結核死亡率(10万対率)は20.7で(表10,11)、大阪市7.0全国4.1を大きく引離している。また地区の結核患者の事故退院は62.8%を占めており、1か月ほどで病状が安定すると働きに行ってしまうものが多いと言われている(表12)。地区の結核患者はそのように生活不安定のため不規則治療を繰り返し、重症化して来るので、受診とともに即入院となる人が多く、翌日死亡した人さえある。

表13により地区の精神衛生相談状況をみるとアルコール依存症は常に多いが、1984年からは相談件数のうち、入院患者が増加している。アルコール依存は結核発病の誘因にもなっていることが指摘されている。

3.3 住生活の問題

釜ヶ崎の労働者にとって住居の問題は深刻である。住居が保障されていないことは家族をもつことを困難にし、労働力再生産のために住居の中で普通行われる大部分のことすなわち寝ること休むこと炊事し食事をとること、トイレへ行ったり風呂に入ったりすること、着替えること、洗濯し干すこと、身のまわりのものを整理し保管すること文化的教養的娯楽的な時間をたのしむこと、友人や親族の訪問を受けることなど一般の人が極めて日常的に行っていることのすべてを外で商品として購入しなければならないことを意味している。人並みの生活をするためにはおそろしく高くつくことになる。しかし日雇労働者の賃金では、当然それは不可能であり、現実には必要最少限のものを釜ヶ崎で供給される高価で劣悪な商品から、購入する以外にない。すなわちドヤと呼ばれるほとんどその夜寝るだけの空間の購入、メシ屋での食事、コインランドリーでの洗濯、喫茶店、図書館、映画館、環状線(JR)の電車の中は、雨やどり、時間つぶし兼教養・娯楽の場にもなるが、その種類は限られており乏しい。日々平均約1,300円のドヤ代は、月にすると3万9千円になるが、その内容は平均約3畳の空間である。その上夜仕事から帰って赤ランプのついているドヤを尋ねると、「わるいけどもう200円出してもらわんと……」といわれ表示額より高くとられることが最近は多いと訴えている。鉄筋で高層化した新しいドヤにはテレビを置いているところもあるが、それだけドヤ代も高くなっている。図5にみ

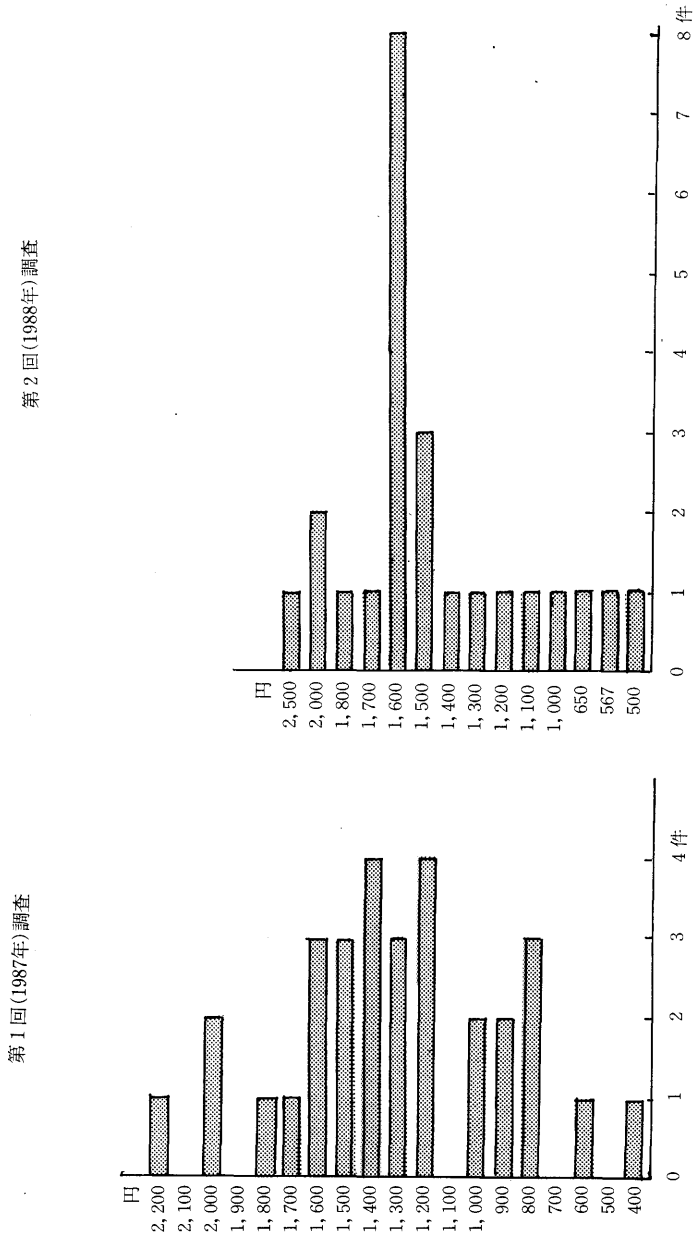
図5 ドヤ宿泊費(1日当り)の変化



〈注〉 1983年の調査は、ドヤ主98軒(回答88軒)を対象に行われた。1985年の調査は、労働者260名(有効回答244票)の協力による。調査主体は、釜ヶ崎日雇労働組合である。

〈資料〉 原和博「釜ヶ崎と住宅問題」『釜ヶ崎資料』2号, 3号。

図5 ドヤ宿泊費(1日当り)の変化(つづき)



〈注〉 第1回、第2回調査は庄谷ゼミによる。

られるように1983年には、500円のドヤが多く700円までで泊れるところが多かったが、国の大型プロジェクト(関西新空港、関西文化学術研究都市、花の万博など)の建設計画にともない、釜ヶ崎への日雇労働者の流入をみこんで、老朽化しつつあった木造のドヤが「近代的」ビジネスホテル風の鉄筋高層ビルに建てかえられつつある。85年のドヤ代の分布はこのような高層化されたドヤと旧来のドヤに対応するドヤ代の2つの山が現われているが、われわれの87年調査では大半は1,200円以上のドヤに移り、700円以下のドヤはずっと少くなっていることがわかる。

「(ドヤで)万一死んだらなさないところで死んだと思われるだろう」「壁が薄くて隣のいびきが聞える」「狭くて逃げる道がない、火事が心配」「はきものを盗まれることが多い」「窓が小さく冷暖房がない、天井が低い」「犬小屋にいるようなものだ、いらいらする」「お金と設備がつり合わない」「屋上に干場があるが乾くまでに盗られてしまう」「部屋には釘もなく、ロープもハンガーも使えない」等々、そして「言いだしたらきりがない」「あきらめている」ともいう。

調査に応じてもらった労働者の過半数が野宿(青カン)経験者であった。端境期や正月前後そして梅雨期は仕事にアプレることが多い。市立更生相談所内の生活相談室は1回1,500円で一時的な生活貸付けをしており、労働福祉センターでは短期宿泊および生活援助の相談を受け、1986年には1935件の相談に対し897件を措置し、自彊館に宿泊と食事の提供を依頼している。また年末には大阪南港にも臨時宿泊所が設けられ、年末から年始にかけて労働者のための越年対策(1970年から)が実施されている。大阪市の『あいらん地区越年対策事業統計』(表14)によれば、相談日は6日から3日(1983年度以降)に減少し、入所日数も12月29日から最高15日(1975年)が現在は10日になっており、入所実人員も1982～3年に1377人から888人に減り、その後微増していて現在は約950人である。正月前後の寒冷期に仕事もなく金もなく臨時宿泊の措置を受けた労働者は表15にみられるように、前夜も野宿した人が69.8%、12月中に10回以上も野宿した人が759名中108名(14.4%)あり、12月に野宿ゼロの人は1割に満たないことがわかる。さらに当日の朝食を食べていない人40%、前日の夕食も食べなかった人20%と記録されている。このような困窮状態の解決は社会的課題ではないだろうか。

表14 年度別あいりん地区越年対策実施状況

		年度																
		1970	1971	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986
実施期間	面接相談	12/28 ～1 7日間	12/29 ～1/3 4日間	12/29 ～1/1 6日間	12/29 ～1/3 6日間	12/30 ～1/3 5日間	12/29 ～1/3 6日間	12/29 ～1/3 6日間	12/29 ～1/3 6日間	12/29 ～1/3 6日間	12/29 ～1/3 6日間	12/29 ～1/3 6日間	12/29 ～1/3 6日間	12/29 ～1/3 6日間	12/29 ～12/31 3日間	12/29 ～12/31 3日間	12/29 ～12/31 3日間	12/29 ～12/31 3日間
	入所	—	12/29 ～1/4 6泊7日	12/29 ～1/4 6泊7日	12/29 ～1/11 13泊14日	12/30 ～1/11 12泊13日	12/29 ～1/12 14泊15日	12/29 ～1/10 12泊13日	12/29 ～1/10 12泊13日	12/29 ～1/10 12泊13日	12/29 ～1/10 12泊13日	12/29 ～1/10 12泊13日	12/29 ～1/9 11泊12日	12/29 ～1/8 10泊11日	12/29 ～1/9 11泊12日	12/29 ～1/7 9泊10日	12/29 ～1/7 9泊10日	12/29 ～1/7 9泊10日
面接 措置 内訳	総数	233人	600人	722人	1,118人	1,912人	1,299人	1,382人	1,451人	1,668人	1,828人	2,414人	2,454人	2,247人	1,913人	1,396人	1,468人	1,380人
	臨時宿泊所入所	—	331人	507人	1,027人	1,108人	993人	1,202人	1,362人	1,542人	1,744人	2,141人	2,013人	1,386人	891人	931人	954人	949人
	生活相談室への引継	—	138人	215人	91人	795人	84人	30人	28人	27人	15人	68人	63人	82人	95人	39人	101人	62人
	生保窓口への引継 説明	—	131人	—	—	9人	222人	150人	51人	80人	42人	201人	366人	773人	918人	420人	403人	39人 322人
	救急入院対応	—	—	—	—	不明	不明	不明	10人	19人	27人	13人	12人	6人	(1/1～ 1/3) 9人	(1/1～ 1/3) 6人	(1/1～ 1/3) 10人	(1/1～ 1/3) 8人
宿泊	入所実人員	—	331人	507人	1,027人	1,108人	993人	1,202人	1,362人	1,523人	1,730人	2,113人	1,973人	1,377人	888人	919人	945人	937人
	入所延人員	—	1,303人	1,680人	6,630人	12,748人	10,194人	10,322人	11,308人	12,342人	13,363人	16,491人	13,992人	9,424人	6,671人	6,346人	8,689人	8,877人
	1日当最高入所人員	—	—	1/3 507人	1/7 737人	1/4 1,085人	1/2 946人	1/2 1,145人	1/1 1,277人	1/2 1,409人	1/2 1,625人	1/2 1,973人	1/2 1,795人	1/3 1,304人	12/31 867人	12/31 894人	12/31 913人	12/31 915人
	入所施設	(貸付金対応)	長 橋 寮 大阪自衛艦 教 世 館 京橋宿舎	労働会館 藤沢会館 長 橋 寮 大阪自衛艦	労働会館 藤沢会館 長 橋 寮 大阪自衛艦 豊崎興会館	旧 市 立 衛生研究所 藤沢会館 長 橋 寮 大阪自衛艦 港務労働者 福祉センター	南 港 (プレハブ) 大阪自衛艦	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	南 港 (プレハブ) 大阪自衛艦 突 川 寮	南 港 (プレハブ) 大阪自衛艦	同 左	同 左	同 左 (入所延人員 は巡回相談 分(1,794人) を含む)

〈資料〉 大阪市「あいりん地区越年対策事業統計」(各年度)

表15 年末臨時宿泊所入所許可者の状況
面接相談票からの各種統計

(1) 年齢階層別入所許可者

	南 臨時宿泊所		港 臨時宿泊所		自 強 館 臨時宿泊所		合 計		前 年 度	
	人員	割合	人員	割合	人員	割合	人員	割合	人員	割合
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
30歳未満	4	0.5	2	1.0	6	0.6	4	0.5		
30～40歳 未満	58	7.7	18	9.2	76	8.0	72	8.2		
40～50歳 未満	235	31.0	82	42.1	317	33.2	297	34.0		
50～60歳 未満	325	42.8	70	35.9	395	41.4	354	40.6		
60～70歳 未満	124	16.3	21	10.8	145	15.2	125	14.3		
70歳以上	13	1.7	2	1.0	15	1.6	21	2.4		
計	759	100	195	100	954	100	873	100		
	巡回相談分 58名は除く									

(2) 直近の困窮状況

ア 前夜の宿泊場所

	簡宿		飯場		野宿		その他		不明		計
	人員	割合	人員	割合	人員	割合	人員	割合	人員	割合	人員
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人
1985年度	139	18.3	1	0.2	530	69.8	79	10.4	10	1.3	759

イ 12月中の野宿回数

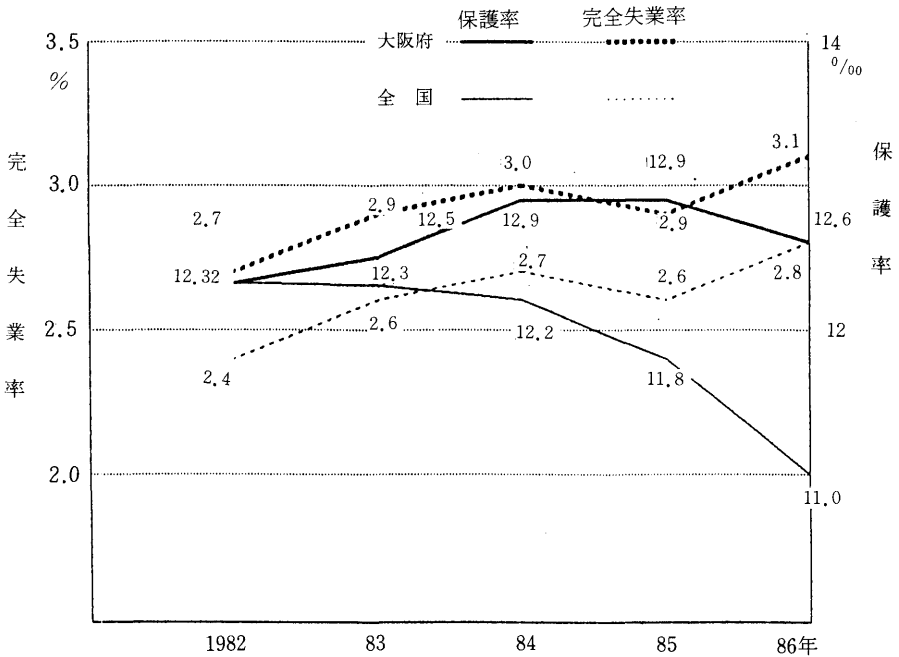
	0回		1～4回		5～9回		10～19回		20回以上		不明		計
	人員	割合	人員	割合	人員	割合	人員	割合	人員	割合	人員	割合	人員
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人
1985年度	70	9.2	198	26.1	145	19.1	49	6.4	59	7.8	238	31.4	759

ウ 直近の食事状況

	前日の夕食						計	当日の朝食						計
	食べた		食べない		不明			食べた		食べない		不明		
	人員	割合	人員	割合	人員	割合	人員	割合	人員	割合	人員	割合	人員	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	
1985年度	557	73.4	155	20.4	47	6.2	759	306	40.3	414	54.6	39	5.1	759

〈資料〉 大阪市『あいりん地区越年対策事業統計』1986年度

図6 保護率と完全失業率の推移



4. 生活保護行政の動向と釜ヶ崎

1975年からこれまでの「福祉国家」スローガンに水をかけ「福祉見直し」が叫ばれるようになった。生活保護の監査主眼事項から「要看護ケース」への処遇配慮が消え、「暴力団ケース」への不正受給摘発キャンペーンを契機に「適正化」一色の行政運営に変わっていった。生活保護の分野でも81年にはいわゆる123号通知が出され、公的扶助対象を制限し、保護行政全体を「適正実施」推進へ転換し、査察指導、監査により、扶養義務、資産活用、加算等を見直し、84年には基準算定方式を格差是正方式から水準均衡方式へ切り換えて基準上昇を抑えるとともに「補助金一括整理法」の実施による国庫負担削減をはかり、85年度から生活保護費への国庫補助率を8/10から7/10へ切り下げた。実施機関の窓口では保護申請受理を相談段階で防ぐように厳しい「期待」がかかり、相談件数のうち申請に

到る率が顕著に低下し、大阪市神戸市では約30%に低下している。長い間12%台であった保護率は84年からじわじわと低下傾向を示し、87年にはとうとう10%台に落ち1988年4月には10.1%になっている。

その間釜ヶ崎の日雇労働者はすでにみたように増加傾向にある。また図6のように全国および大阪府の完全失業率は増加しているのに保護率は低下している。また以下にみるように大阪市、神戸市における行旅病人も増加傾向にある。

4.1 釜ヶ崎における保護の動向

更生相談所における保護(住居不定単身者について取扱う)の推移は西成区におけるそれと比例していて近年についてはやはり1983年以降減少傾向にある(表16)。

大阪市の保護率(図7)は1984年を頂点として低下しはじめる。その低下傾向は23.6%から1988年4月には19.5%へと全国の推移より著しい。西成区は86年を山に低下し始めて2年間で5.8ポイントも下り52.9%(1988.4)になっている。

市更生相談所の保護の動向をみると(図8)年間の相談件数と保護決定数の変動はほぼ比例している。オイルショック後の1974～5年には例年の2倍にも急上昇して4678件に達している。その後1976年～80年までは約2000件で推移するが、第2次オイルショック後の1981年には再び上昇して今日に到る。表16により月当り保護人員は1981年以降減少し続けている。措置件数は86から87年にかけて急減し2817から2548件になった(図8)。

その間相談窓口におとづれる労働者を年齢別にみると表17にみえるように高齢化しており、とりわけ1985年以降顕著である。

市更生相談所において保護決定されると入院以外は一時的保護所(更生施設)へ入所し、そこで一時的保護と判定を行ったのち、表18にみられるように退所、帰郷または他の施設へ送致される。1972年以降の入所退所の推移をみるとオイルショックの1973～4年は保護件数も多いが、帰郷の受けも多くなり年々5～600人の人々が大阪で仕事を失って帰郷している。その後の帰郷者は1982年までは毎年100人前後で推移するが、83年以降は著しく減少し、最近の2年間はわずか8～9人の帰郷決定しか見られない。現在釜ヶ崎に来ている労働者は帰郷すべき家も家族も失っているのではなかろうか。それと反対に救護施設送致決定が82

表16 更生相談所保護人員

1976年	3,396人
77年	3,256
78年	3,140
79年	2,954
80年	3,194
81年	3,664
82年	3,658
83年	3,505
84年	3,442
85年	3,429
86年	3,385

『事業概要』1962年

年から増加している。大阪市内における救護施設は84年に自彊館(定員110)85年にみなと寮(定員200)および淀川寮(定員110)が新設されており、なお続いて建設計画が予算化されているといわれている。

また1975年までは2桁であった母子福祉施設への送致は以降1桁となり、1980年にはゼロ、82年からは一時保護所は単身男子のみを扱うことに変更された。世帯持ちのための入居施設今池生活館が今年88年3月で65年以来13年間の幕をとじ

た。オイルショック以降、不況と失業におびやかされる地区の労働者は単身化を深め、女と子供の姿はみえなくなり、新今宮小中学校も85年で廃校になった。

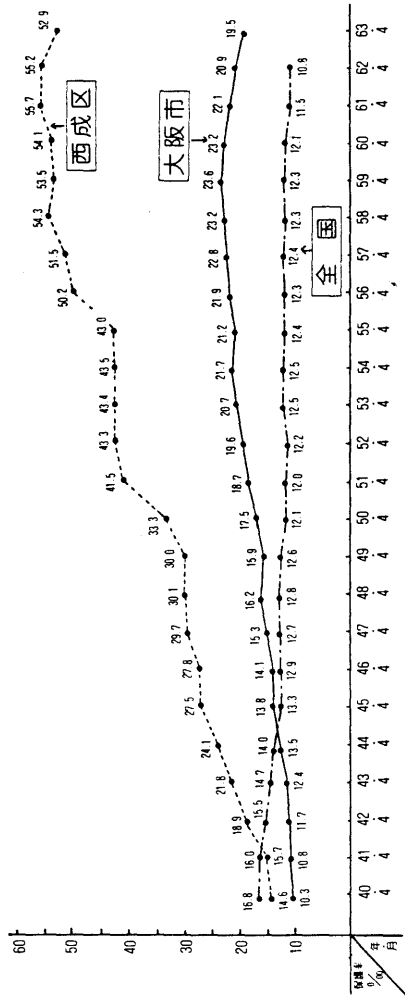
表17 更生相談所年齢別相談者の割合

年度 年齢区分	1983年 (%)	1984年	1985年	1986年	1987年
～19	0	0.03	0.01	0.01	1.12
20～29	0.92	1.46	1.25	1.41	
30～39	18.86	20.61	17.69	17.31	11.01
40～49	41.14	41.00	40.07	37.13	29.10
50～59	29.97	28.26	30.91	31.79	39.22
60～69	7.97	7.43	8.62	11.15	19.55
70～	1.14	1.21	1.45	1.20	
	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

〈資料〉 大阪市立更生相談所『事業概要』(各年度)

老人ホームへの送致は年々の決定件数としては少ないが、1988年に更生相談所ケースのうち270人(うち70人は特別養護老人ホーム)が老人ホームへ入っている。例えば南大阪にある貝塚老人ホームでは定員300名のうち110名が高齢化した釜ヶ崎の元労働者である。

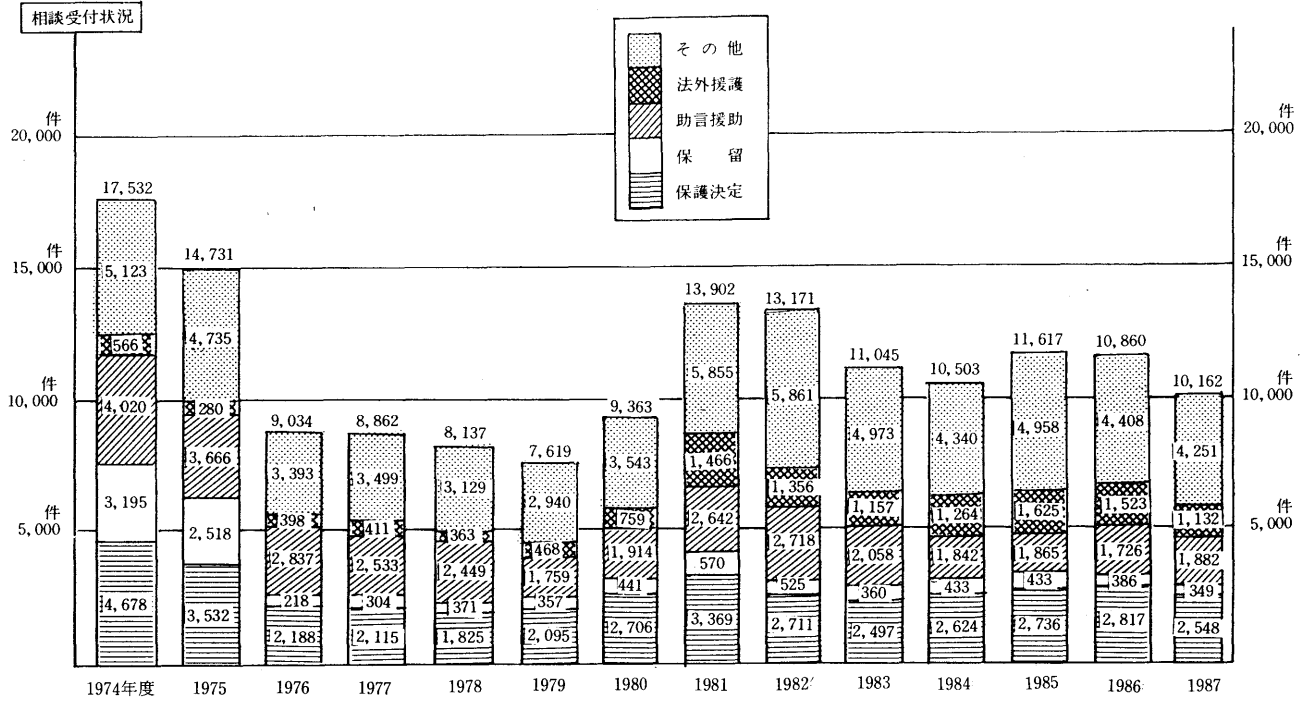
図7 保護率の推移



4.2 行旅病人保護の状況と推移

すでにみられたように釜ヶ崎の労働者は常に野宿の危険にさらされている。調査における労働者の声を聞くと「野宿することは恥かしい」「健康にわるい」「しのぎ(おいはぎ)にやられる」「眠れない」そして社会問題をかかえた疎外された少年たちからもしばしば攻撃される。野宿を繰り返すうちに精神的にも肉体的にも荒廃してゆく。

図8 更生相談所における生活保護の相談及び措置内訳(年度別)



〈資料〉 大阪市立更生相談所『事業概要』各年度

あいりん地区(釜ヶ崎)日雇労働者の高齢化と生活問題 (庄谷)

表18 一時保護所入所・退所状況

事項		年度															
		1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	
	前年度 未人員	88	72	100	126	56	61	81	65	67	81	91	98	71	116	100	
入 容	保 護 開 始	1,773	1,460	1,346	763	1,032	1,027	839	826	1,042	1,276	1,098	981	955	1,012	879	
	退 院 転 寮	330	282	430	683	289	184	182	192	208	329	390	430	469	458	455	
	小 計	2,103	1,742	1,776	1,446	1,321	1,211	1,021	1,018	1,250	1,605	1,488	1,411	1,424	1,470	1,334	
所 受	掃 郷 の 付	365	335	612	427	190	166	121	87	104	207	115	43	18	32	9	
	計	2,468	2,077	2,388	1,873	1,511	1,377	1,142	1,105	1,354	1,812	1,603	1,454	1,442	1,502	1,343	
退 送 所	更 生	883	689	722	714	705	529	506	417	538	882	863	765	756	756	678	
	救 護	27	27	24	29	31	35	17	30	67	112	93	136	121	169	169	
	宿 提	6	10	16	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	
	母 子	62	28	47	23	6	6	10	10	0	4	—	—	—	—	—	
	病 院	341	237	213	184	140	124	158	256	251	301	274	277	252	269	225	
	老 人	26	21	13	31	16	13	1	2	0	3	0	0	3	7	1	
	小 計	1,345	1,012	1,035	1,011	898	707	692	715	856	1,302	1,230	1,178	1,132	1,202	1,073	
当 所 よ り 退	723	670	669	456	407	458	339	290	365	281	246	246	244	275	259		
掃 郷	416	367	658	476	201	192	127	98	119	219	120	57	21	41	16		
計	2,484	2,049	2,362	1,943	1,506	1,357	1,158	1,103	1,340	1,802	1,596	1,481	1,397	1,518	1,348		
本年度未人員		72	100	126	56	61	81	65	67	81	91	98	71	116	100	95	

〈注〉 当所より退所の中に「その他施設」及び「他機関送致」を含む。
 〈資料〉 大阪市立更生相談所『事業概要』各年度

表19 行旅病人生活保護適用状況
(単位 件, 人)

	適用件数	入院患者数
1976年度	4,732	2,023
1977	5,318	2,104
1978	5,435	2,495
1979	5,894	2,747
1980	6,090	2,916
1981	6,838	3,303
1982	7,850	3,567
1983	7,598	3,627
1984	8,679	4,183
1985	10,204	4,470
1986	11,031	5,192

〈資料〉『大阪市民生事業統計集』各年度

表20 保護開始、廃止の動向(月平均世帯数)

年 月	保 護 開 始		保 護 廃 止	
	全 国	神 戸 市	全 国	神 戸 市
1980年度平均	16,333(100)	332(100)	15,867(100)	291(100)
1981	17,087(105)	328(99)	15,934(100)	296(102)
1982	17,119(105)	330(99)	15,998(101)	286(98)
1983	17,106(105)	335(101)	15,901(100)	286(98)
1984	16,139(99)	323(97)	15,926(100)	297(102)
1985	14,659(90)	326(98)	16,026(101)	308(106)
1986	13,475(83)	300(90)	16,913(107)	324(111)
1987	12,596(77)	287(86)	14,546(92)	302(104)

〈注〉 全国の1987年度は1988年1月までの平均。1986年度の廃止増は障害基礎年金受給によるもの。

〈資料〉『神戸市社会福祉統計年報』各年度

越年対策で臨時宿泊所へ入所した労働者が、その前段階ですでに困窮状況にあったことについては、すでにみたが、行旅死病人として緊急に保護される人たちの状況はどうだろうか。

大阪市における行旅病人の数は1976年から漸増しているが1984年から一段と増加している(表19)。この場合も生活保護率の低下とは逆に増加していることが注目される。

表21 行旅病人取扱状況の推移(神戸市)

内 訳 区 役 所 年 度	総 取 扱 件 数								福祉事務所に保護を依頼したもの							
	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987
東 灘	11	13	9	10	9	15	19	15	1	3	2	6	3	9	11	8
灘	18	18	34	24	25	37	32	37	7	7	21	8	10	13	15	14
中 央	187	217	235	214	235	275	310	284	61	94	83	85	87	156	143	134
兵 庫	199	209	208	240	221	219	233	187	76	77	79	112	84	97	103	74
北	7	5	4	2	9	3	14	11	3	2	—	1	4	3	7	4
長 田	9	20	24	28	26	31	17	23	—	—	—	—	—	1	—	—
須 磨	14	28	12	20	21	20	34	28	4	11	2	8	8	12	14	11
垂 水	4	15	14	16	17	17	15	12	1	6	4	7	5	5	5	—
西	—	—	3	7	6	10	8	11	—	—	2	5	1	8	7	7
計	449	525	543	561	569	627	682	608	135	200	193	232	202	304	305	252

〈資料〉『神戸市社会福祉統計年報』各年度

この傾向は神戸市の場合にもみられる。神戸市では中央区、兵庫区に規模は小さいが日雇労働者の寄せ場が形成されている。神戸市における生活保護開廃止の動向(表20)をみると保護開始世帯は1980年を100として1987年には全国が77に神戸市も86に低下しており、とくに1984年から減少が目立っている。行旅病人取扱状況の推移をみても1980年の449件から増加が続き86年に、682件に達したが、87年には608件に減少している(表21)。

西成消防署の救急車による搬送状況の年次推移を示す表22によると、大阪市

表22 年齢別・男女別の救急車による搬送状況(大阪市と釜ヶ崎地区)

年齢別		0-9		10-19		20-29		30-39		40-49		50-59		60-69		70-		
86年	地区	男	39	32	102	1011	2528	2053	564	156								
		女	18	27	50	57	130	119	85	68								
		計	57 (0.8)	59 (0.8)	152 (2.2)	1068 (15.2)	2658 (37.8)	2172 (30.8)	649 (9.2)	224 (3.2)								
		7039																
	大阪市	男	4884	4695	6442	6912	10698	10484	5175	5505								
		女	3345	2630	4661	3285	3508	3530	3058	5411								
		計	8229 (9.7)	7325 (8.7)	11303 (13.4)	10197 (12.1)	14206 (16.8)	14014 (16.6)	8233 (9.8)	10916 (12.9)								
		84423																
	76年	地区	男	136		160	907	1355	582	206	114							
			女	110		67	89	107	76	68	49							
			計	246 (6.1)		227 (5.6)	996 (24.7)	1462 (36.3)	658 (16.4)	274 (6.8)	163 (4.1)							
			3460 566 4026															
大阪市		男	9842		5720	6321	7192	4369	3520	2954								
		女	6776		4480	3283	2610	2374	2215	2576								
		計	16618 (25.9)		10200 (15.9)	9604 (14.9)	9802 (15.3)	6743 (10.5)	5735 (8.9)	5530 (8.6)								
		64232																

〈注〉 () 内は比率%

〈資料〉 西成消防署『あいりんの救急』(1986)

全体では年齢性別に片寄りなく発生しているのに対し、釜ヶ崎では地区の状況を反映して年齢では4～50歳代が70%性別では男性が90%以上を占める。

さらに1976年と1986年を比較するとこの10年間で釜ヶ崎では高齢化がすすみ、40歳代が頂点である点では同じだが、10年前には次の山が30歳代であったのに対し1986年には50歳代が30%で2位である。さらに60歳代以上も10.9から12.4%へ増大して高齢化していることがわかる。

5.1 釜ヶ崎における結核患者退院後の在宅保護の取扱いについて ——生活保護変更決定処分取消請求事件——

この事件は1984年に生活保護で入院していた結核患者2人が退院後、アパートを借りて在宅で保護を受けることを希望したが、4月9日に収容施設への保護変更決定を、10日に保護廃止の決定を受けたので、その決定を不服として裁判で争うことになったものであるが、一審二審で原告は敗訴し、現在最高裁に上告中である。

原告Aは当時62歳であり、1921年に栃木県に生まれた。九州で農家手伝、土工、靴みがき等の仕事をして、1961年に釜ヶ崎へ来て日雇労働をしていた。1967年に結核発病し、働けなくなったので3月に更生施設で生活扶助と医療扶助を受けたが同年5月に入院した。9月に退院・帰郷したが1975年1月に再び生活保護で阪奈病院に入院し、療養9年を経て退院となったものである。

原告Bは岡山県生まれで当時49歳、中卒後九州、東京を経て釜ヶ崎で日雇労働をしていたが1982年結核発病、入院2年で退院となり、Aと同じ経過で裁判となったが本件はその後取り下げられた。

Aさんの事件は現在上告中であるが、「住居不定」者の在宅保護について、なお取扱上の問題を残しているので、一審の資料等により若干の検討をしたい。

被告大阪市側の主張は①生活保護法は自助努力を払わせるため「有効適切な保護を行うことを目的」としていること(同法第1、4、9条)。

②30条の生活扶助の方法について、居宅保護か収容保護かの決定は「要保護者の実情を考慮して、最低生活保障の観点からだけでなく、要保護者の自立助長を図るについて有効、適切な保護となるか否かも考慮して行うべきもの」であること。

③具体的には要保護者の健康状態、生活歴、家族状況、自立への指導援助等の諸般の事情を総合的に考慮して、「居宅保護による保護では生活保護法の自立助長の目的を達し難いときは収容保護により、適切な指導援助のもとで健康、体力の回復を図り、一日も早い就労による自立を助長することが同法の目的、趣旨に適合する有効、適切な保護である」としている。

厚生省社会局保護課長通知の別冊問答第4の30について大阪市は「入院患者が……退院するに際し、帰住する住居がない場合」は局長通達第6の4の(1)のオにいう「転居に際し敷金等を必要とする場合」に該当するとされているが、これは……「同項該当被保護者を居宅保護とすべきものとする趣旨であるか」と照会したのに対し、回答は「1. 該当者は当然に居宅保護を受けるものではない。2. 保護の実施機関が……本法の趣旨、目的に鑑み個々のケースについて居宅保護によるべきか収容保護によるべきかの判断をなし……」とある。(昭和63年度別冊問答集)

この問答の初出は『生活保護百問百答』第16集(1963年8月)であるが、そこでは次のことが述べられている。

問〔非住居居住〕への答

「洞穴のように住居とは認められない場所に住む場合であっても、その構造および利用の状況により、住居に準ずると認められ、かつ将来における居住の期待性がある等その居住関係が相当程度安定しているときは、その場所を居住地として認定すべき」で「壕舎」「高架鉄道下に板を張って住む場合」も該当するとしている。

問〔飯場を転々とする者〕への答

「いわゆる飯場は……仮設の宿舎であるから原則としてこれを居住地と認定するのは不相当である」が、「工事期間、就労の安定性等を考慮した場合に……相当とする事例があるかもしれないが……例外」である。

問〔簡易宿泊所(いわゆるドヤ)に滞在する者〕への答

ドヤに継続して滞在している者でも「滞在日数により一律に居住地の有無を決めることは適当でなく、事例ごとに判断するほかない。」と述べ、その判断基準は、「相当期間引き続き居住した事実があり、かつ将来における居住の期待性が明白」なものは居住地があるとみなす。この場合「無一物の単身者よりは、家財

道具のあるもの、あるいは家族とともに居住するの方が将来における居住の期待性が高い]であろうとされている。

以上は現在住んでいるところを居住地とみなして在宅で保護をかけるか否かということにかかわる。生活保護法30条は、大阪市の解釈とは異なり生活扶助の方法として居宅保護を原則とする、ことを規定している。但し書きに収容保護を行うことができる場合を規定しているが、2項において被保護者の意に反して収容を強制し得るものと解釈してはならないと述べている。収容保護ができる場合とは①本人が希望していること、②居宅によることができないとき、③居宅によっては保護の目的を達し難いときであって、①住居がなく、②住居をうる意思がなく、③住居をうる客観的可能性がない場合に限られる。

以上の法律条文、規定、通達にもとづいて被告大阪市は、保護廃止決定の理由として、以下のように述べている。①かつて原告は釜ヶ崎で規則的な健康管理が行き届いた生活を送っていたと認めがたい事情があり、②再発予防の点から規則的な生活やバランスのとれた食事の摂取の指導を行う必要があること、③しかも原告は単身高齢で帰省先もないので健康管理や日常生活上の世話をする援助者もないため、収容保護の指示をし、それに従わないことを理由に保護廃止の決定をしたというものである。

これに対して原告は①結核で通院と療養を要する状態で、働けないので要保護状態にあるが、②収容保護を希望せず、③アパートで自力で生活することが十分可能である。④退院時に住居がなくても、住居をうる意思と客観的可能性をあれば、それ以前から住居がある場合と区別する理由はないと主張している。

したがって、被告の主張には「居宅保護では保護の目的を達してないことが必要であり、扶助を支給しても被保護者の態度で文化的な最低限度の生活を保障するという効果が全くないという説明が必要であるが、被告側は居宅保護の可能性を調査しておらず、当初は釜ヶ崎の「住所不定者」については「先例に従って施設に入ってもらおう」と言明していたことが明らかにされている。

5.2 「住所不定者」による傷害事件から

すでにみたように年々増加する行旅病人と増加し拡散する野宿者の存在は個々人の原因はどうであっても憲法で生存権が保障され、先進国並みの社会保障制

度が整備され、GNP世界1、2位の国にふさわしい姿ではない。(1)1988年8月22日に西宮市福祉局で、秋田県生まれ、無職の78歳の男性が生活保護の相談に来ていて面接担当主査を刺傷するという事件があった。この男性は単身で廃品回収をしながらその作業所に住民登録をしてこれまでも断続的に保護を受けていた。62年8月から63年7月までの入院中に作業所がとりこわされ、退院した時には住むところがなくなっていた。老齢福祉年金月27,500円は受給していたようであるが、再三福祉事務所へ足を運んで生活保護を受けようとしたが拒否されてやったという。

福祉事務所(市厚生課)はこれについて、「生活保護は原則として居宅において行なわれる。ただし、住所不定者等については入院治療と収容保護により行うことができる」。ただし「本ケースの場合、再入院または老人ホームの入所等を指導していたが、応ずるまでに至らず、保護の方法がないので、保護適用ができなかった」と弁明している^④。

かつて居住地とみなして在宅保護をしていた作業所がとり壊されたため、より条件がわるくなった人に対して保護できないということは本人を納得させるものではなかった。健康状態がよいときは廃品回収業をして働く意欲があり、在宅で保護をうけることを希望する人に対して施設でないと保護できないとするのは解釈に無理がある。一般に施設へ入所している老人については、一人当り施設での費用が非常に高くつくということが強調されているのに、地域で生活することを希望している人に施設でないと保護できないというのは矛盾している。さらに市は今後の対策について事故防止の防衛対策、警察との連絡のみをあげており、このような突発事故(「予想外の事態」)に対処して職員の身の安全のみを述べている。

しかし、この事件は突発的というより必然的で起こるべくして起こったものとみるべきだろう。「住所不定」者の処遇自体が問題である。

6. おわりに

労働福祉センターでその日の仕事にアブレた56歳の労働者から次のような体験を聞いた。

小学校2年の時に両親が離婚し、継母に義兄弟が生まれて居づらくなり小卒

まで叔父宅で育った。13歳で叔父の紹介で鉄道工夫として入社したが、仕事がきつくて辞め、東洋レーヨンに入社して寮に入り臨時工として働いた。釜ヶ崎へ来るまでは転々とし船舶荷役で3～4年働いたのが最長職、釜ヶ崎では玉掛け等いくつかの免許をとり、仕事に張り合いをもっていたが、オイルショックで仕事が激減、87年3月に落下事故で外傷をして労災のまとまった金が入り、やっとドヤから足を洗って長居にワンルームのアパートを借りることができた。今まで紙袋一つのドヤ住いだったので家具など買うことも置く場所もなかったが、労災の金で必要な生活用具も買うことができ、精神的に落着いた。将来のことを考え、一つところに落着いた家をもってみると、働いた金で日々貯金をし、家具を一つづつ買い揃えていくのがたのしみになったという。

彼の場合は労災事故後も幸い回復して玉掛の有資格者として船舶荷役(月数回)を主とし、ブルドーザーの運転免許をもって宅地造成等の現金仕事に行くことができる。労働条件のわるい飯場経験はなく、7～8年前から青カンも体わるいからしない。釜ヶ崎の日雇労働者の中では彼は比較的上層の技術水準の高い労働者であろう。しかし彼には結婚の経験はない。労災事故の補償により、命とひきかえに56歳になってワンルームのアパートを手に入れることができたのである。

更生施設大淀寮に入所している人々のうち調査対象の平均年齢は87年に57.9歳、88年に60.1歳で労働センターより10歳、医療センターより6歳高齢である。88年の調査では大淀寮入所中に病気をなおし、体調訓練をして、それぞれ今後の身のふり方を決めてゆくが、ほとんどの人が家族とは数年乃至十数年以上音信不通であり、老後の予定について家族のところへ帰ると言った人は1人、年金に加入している人は民間保険も合わせて6人であった。ドヤ住いの生活から病気のため大淀寮に入所して保護を受けることになって、しばしの間、日々の住居と食事の心配をしなくてよいようになったことが、落着きと思考の時間をもたらしたことが感じられる。日雇労働者のドヤでの生活によって失われていたものが、住と食の安定(すなわち最低生活の保障)によって将来の生活を展望し、設計するための条件が整えられた。しかし時すでにおそく、平均年齢60歳である。退所後どうするか、釜ヶ崎へ戻りますかという質問に対して3分の2は戻らないと言っている。その理由は「釜ヶ崎はまともなところでない」「精神的に

緊張しっぱなしで気が安まらない」「人生のふきだまりだ、人間らしい生活がしたい」「釜ヶ崎では怠けぐせがつく、人間がだらくなる」「体がついていかない、しんどい」「(高齢者に)仕事があるわけでもない」という。そして「安くてよいから体にあまり無理のかからない仕事をしたい」が、「実際には働くのが無理だと思う」「生活保護を受けたい」と望んでいる。それでも釜ヶ崎に戻るといふ人は、「帰るところが他になく」、「それ以外の土地を知らない」「しかたがない」「いざというとき現金仕事に行ける」と答えている。

彼らは施設へ来てものを考えるようになり人間が変わったという。人は生活基盤である住居の安定と生命の安全によって自立生活への要望と労働への意欲、生活の計画性をとり戻し、思索するゆとりと人間の尊厳を回復し、趣味にも関心をもつことができるようになるものだと示している。

オイルショック以後の釜ヶ崎労働者の年齢構成は、それ以前と異なり50歳代に重心がある。60歳以上の高齢者はオイルショック以前に20～30歳代で釜ヶ崎へ来て高齢化した層とオイルショック以降の経済変動の波にもまれて40～50歳代になってから釜ヶ崎へ来た層があることはすでにみたところである。いずれにしても多くの単身日雇労働者は帰郷先をもたず、釜ヶ崎で高齢化していくのであり、今後の労働・生活問題はその意味で新しく加重された深刻さをもつことになる。

すでに生活史を通して日雇労働者として釜ヶ崎へ到るいくつかの類型から、その原因と落層化の契機をみた。世代毎に特徴的な戦争体験、資本主義発展の高度化に伴う産業構造の変動とそこにくり展げられるスクラップアンドビルドの荒波にもまれて、衰退する地方、産業、没落する社会層にあったこと、防衛し対抗する生活力と家族・集団の組織力をもたず、さらに何よりもそれを予見し守るべき国の社会保障・社会的施策の不備、後退のため、家族から切り離され故郷と家を失い、ドヤに寝泊まりして日々雇われる不安定な労働者として釜ヶ崎で働いている。

高齢労働者に現われた釜ヶ崎の生活問題の契機は、現役労働者にも断片的、潜在的に孕む問題である。個々の労働者のライフステージの各段階で生活保障の十分な手がさしのべられるべきことは当然だが、すでに釜ヶ崎へ到った上は、対策は釜ヶ崎の地域で、総合的構造的に立てられるべきものである。彼らは斜

奪され、ほとんどすべてのものを失っているのです。個々の対策を現行法にもとづいて個別的、事後対策的にバラバラに提供しただけでは、生活力の回復にも十分役立たないであろう。このような人々が集合して成立っている釜ヶ崎は差別されており、差別によるそれ自体独自の環境問題をも発生している。根本的な問題解決のためには国の責任による労働と生活全般の総合施策指針と財政的裏付けが前提となるが、自治体においてもたてわり行政の枠をこえ、自治体の枠をこえた広がりの中で追求する必要がある。

1987～8年の生活実態調査をさらに発展させた上で具体的な分析および解決策については今後の課題としたい。

注① 「釜ヶ崎」は幾度かの騒動を経て1966年に行政的には「あいりん地区」という名称に統一変更されているが、本稿では、労働者にもよく知られている「釜ヶ崎」という名称を用いた。

注② 釜ヶ崎に関する研究文献は多いが、調査に際しては江口英一、西岡幸泰、加藤佑治編著『山谷——失業の現代的意味』1979年(未来社)でその方法論を参考にした。山谷と釜ヶ崎の違い、10年前、高度成長期の後半期と今日との違いを考えるためにも教えられるところが多かった。

注③ 建設労働研究会『日本の建設産業—魅力ある建設労働を求めて—』

注④ 西宮市福祉事務所厚生課での「傷害事件概要」